

建築設計業務委託特記仕様書

第1章 業務概要

1 業務名称 : 石垣市特定臨時避難施設実施設計業務委託

2 計画施設概要

本業務の対象となる施設（以下「対象施設」という。）の概要は次のとおりとする。

- (1) 施設名称 : (仮称) 石垣市特定臨時避難施設
- (2) 敷地の場所 : 石垣市字真栄里地内
- (3) 施設用途 : 平時/地下駐車場、武力攻撃予測事態等/特定臨時避難施設
(令和6年国土交通省告示第8号 別添二 第1号 第2類とする。)

3 履行期間 : 契約締結の日の翌日から令和9年2月26日まで

4 特記仕様書の適用

- (1) 特記仕様書に記載された特記事項については「・」に「○」印の付いたものを適用する。
- (2) 表中各欄に数字、文字、記号等を記入する事項については、記入してある事項のみを適用する。
- (3) ——印又は×印で抹消した事項は、全て適用しない。

5 設計与条件

(1) 敷地の条件

- ア 敷地の面積 : 約 32,000 m²
- イ 用途地域及び地区の指定 : 第1種低層住居専用地域

(2) 施設の条件

- ア 施設の延べ面積 : 約 7,129 m²
- イ 主要構造及び階数 : RC造 地上1階、地下1階
- ウ 耐震安全性の分類

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による耐震安全性の分類は、次のとおりとする。

- (ア) 構造体 : I類
- (イ) 建築非構造部材 : A類
- (ウ) 建築設備 : 甲類

エ 標準と著しく相違する建具の有無 : ◎有り • 無し

(3) 建設の条件

- ア 予定工事費 : 未定
- イ 建設工期 : 令和9年度～令和10年度

(4) その他

- ◎作成する図面の図面目録は別紙のとおりとする。
- ◎重量扉等安全性に関わる部材等については、転倒・転落防止や安全性を検討し、業務成果物の仕様書や詳細図に寸法や金物等仕様の詳細を明示すること。
- ◎内閣官房より公表されている「特定臨時避難施設の技術ガイドライン（第2版）」に準拠したものとする。
- ◎基本設計報告書を十分確認し、平時は地下駐車場として利用でき、武力攻撃予測事態等の際には特定臨時避難施設として利用できるよう、両用途を成立させる設備や備えを必要とする。

第2章 業務仕様

本特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）に記載されていない事項は、建築設計業務委託共通仕様書（令和6年4月沖縄県土木建築部）（以下「共通仕様書」という。）による。

1 管理技術者等の資格要件

- (1) 管理技術者の資格要件は次による。なお、受注者が個人である場合にあってはその者、会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。
- ④建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する一級建築士
・建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士
・社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士
- (2) 主任担当技術者の資格要件は次による。
- ④建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する構造設計一級建築士
④建築士法（昭和25年法律第202号）に規定する建築設備士若しくは建築設備士に準ずる資格を有する者
- (3) 積算担当者の資格要件は次による。
- ④社団法人日本建築積算協会が付与する建築コスト管理士又は建築積算士

2 業務計画書

業務着手時に、次の内容を記載した業務計画書及び管理技術者等通知書を作成し、調査職員に提出する。なお、プロポーザル方式、総合評価落札方式等により本業務を受注した場合には、技術提案書により提案された履行体制により当該業務を履行する。

- (1) 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持業務の状況
- (2) 各主任担当技術者の担当分野（【総合、構造、電気、機械】）、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況
- (3) 担当技術者の氏名、生年月日、所属・担当分野、保有資格、実務経験年数、過去3年以内の同種又は類似業務の実績及び手持ち業務の状況
- (4) 業務の一部を再委託する場合は、協力事務所の商号（又は名称）、代表者名、住所、業務内容、契約金額、協力を受ける理由及び具体的な内容及び担当技術者氏名
- (5) 【総合、構造、電気、機械】以外の分担業務を追加する場合も(3)、(4)による
- (6) 設計方針の説明に関する資料（令和6年国土交通省告示第8号別添一第1項第一号イ及び第二号イに掲げる基本設計及び実施設計の方針）
- (7) 業務工程表

3 設計業務の内容及び範囲（共通仕様書第2章）

- (1) 一般業務（共通仕様書第2章(1)）

ア 基本設計

項目	対象外業務	
・設計条件等の整理	・条件の整理	・ ・
	・設計条件の変更等の場合の協議	・ ・

・法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	・法令上の諸条件の調査	・
	・計画通知に係る関係機関との打合せ	・ ・
・上下水道、ガス、電力、通信等の供給状況の調査及び関係機関との打合せ		・ ・
・基本設計方針の策定	・総合検討	・
	・基本設計方針の策定及び発注者への説明	・ ・
・基本設計図書の作成		・
・概算工事費の検討		・
・基本設計内容の発注者への説明等		・

イ 実施設計

項 目	対 象 外 業 務
①要求等の確認	①発注者の要求等の確認
	・ ・
②法令上の諸条件の調査及び関係機関との打合せ	②設計条件等の変更等の場合の協議
	・ ・
③実施設計方針の策定	③法令上の諸条件の調査
	・ ・
④実施設計図書の作成	④計画通知に係る関係機関との打合せ
	・ ・
⑤実施設計方針の策定	⑤総合検討
	・
⑥実施設計内容の発注者への説明等	⑥実施設計のための基本事項の確定
	・
⑦概算工事費の検討	⑦実施設計方針の策定及び発注者への説明
	・
⑧実施設計図書の作成	⑧実施設計図書の作成
	・
⑨実施設計内容の発注者への説明等	⑨計画通知図書の作成
	・
⑩その他	
⑪委託業務の履行に当たって、設計内容の説明等に用いる資料等の作成（簡易な透視図、日影図及び各種技術資料を含む。）	
⑫委託業務の対象となる工事の実施に当たり法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成	
⑬工事費概算書の作成	

(2) 追加業務（共通仕様書第2章(2)）

①建築積算業務

②積算数量算出書の作成

③単価作成資料の作成

④見積収集

⑤見積検討資料の作成

⑥電気設備積算業務

⑦積算数量算出書の作成

⑧単価作成資料の作成

⑨見積収集

⑩見積検討資料の作成

⑪給排水衛生設備積算業務

⑫積算数量算出書の作成

⑬単価作成資料の作成

⑭見積収集

⑮見積検討資料の作成

⑯空気調和・換気設備積算業務

⑰積算数量算出書の作成

⑱単価作成資料の作成

⑲見積収集

⑳見積検討資料の作成

⑳昇降機設備積算業務

㉑積算数量算出書の作成

㉒単価作成資料の作成

㉓見積収集

㉔見積検討資料の作成

㉕透視図作成等

・模型製作等

㉖建築基準法第18条第2項に基づく計画通知手続業務及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応は一般業務に含まれる。なお、履行期間内に確認済証を受けること。手数料の納付は別途計上。）

㉗建築基準法第18条第4項に基づく構造計算適合性判定に係る手続業務及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応は一般業務に含まれる。なお、履行期間内に適合証を受けること。手数料の納付は別途計上。）

㉘判定を依頼する構造計算適合性判定機関：指定なし

・市町村指導要綱による中高層建築物の届出書の作成及び申請手続業務（標識看板の作成、設置報告書の届出）

・防災計画評定又は防災性能評定に関する資料の作成及び申請手續業務

㉙リサイクル計画書の作成

設計にあたって、建設副産物対策（発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底）について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。

㉚概略工事工程表の作成

・営繕事業広報ポスターの作成

㉛災害応急対策活動に必要な施設その他特別な性能、機能、設備等を有する県公共施設（沖縄県土木建築部が行う建築物及びその他の付帯施設をいう。以下、同じ。）の設計等における特別な検討及び資料の作成（建築非構造部材の耐震安全性に関する特別な検討、特殊な設備機器を有する

室の設計に係る特別な検討等)

⑤建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成 27 年法律第 53 号）第 13 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能適合性判定に係る業務、同法第 20 条第 2 項に規定する建築物の建築に関する通知及び同法第 34 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能向上計画の認定に係る業務及びこれに付随する詳細協議（関係機関との打合せ、申請図書及び書類の作成、指摘事項への対応は一般業務に含まれる。なお、履行期間内に適合証を受けること。手数料の納付は別途計上。）

- ・建築環境総合性能評価システム(CASBEE)による評価に係る業務
- ・県有建築物等の計画から建設、運用、廃棄に至るまでのライフサイクルを通じた二酸化炭素排出量等を用いて行う総合的な環境保全性能の評価業務
- ・都市の低炭素化の促進に関する法律第 53 条第 1 項に規定する低炭素建築物新築等計画の認定に係る業務

⑥建築基準法に基づく許可申請手続業務（建築基準法第 18 条に基づく手続き業務以外）

⑦都市計画法に基づく許可申請手続内容

⑧沖縄県福祉のまちづくり条例に基づく手続業務

⑨石垣市福祉のまちづくり条例に基づく手続業務

- ・沖縄県景観評価システムに基づく検討業務

⑩設計概要リーフレットの作成

- ・コスト縮減検討中間報告書の作成

　基本設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

ア　コスト縮減対策として有効なものとして採択した事項

イ　今後の実施設計の中で具体的に検討のうえ採否を決めるべき事項

（営繕事業における共通検討課題を含む。）

⑪コスト縮減検討報告書の作成

　実施設計時に、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

ア　コスト縮減検討中間報告書に記載した事項の、実施設計段階での検討結果（コスト縮減提案の最終採否）

イ　その他、実施設計時にコスト縮減対策として採択した事項

⑫沖縄県赤土等流出防止条例に基づく手続業務

- ・特殊な屋外付帯施設に係る設計業務

(3) 設計に必要な調査業務等

- ・敷地測量（内容は別紙のとおり）

⑬地盤調査（内容は別紙のとおり）

- ・電波障害調査

(4) 各種申請等に係る手数料

⑭本業務の手数料については、各種申請手数料を含む。

⑮申請手数料は、入札価格から除く。（契約価格（業務委託料）は、消費税及び申請手数料を含めた価格で契約とする。）

4 業務の実施

(1) 一般事項

ア　基本設計業務は、提示された設計与条件及び適用基準等に基づき行う。

イ　実施設計業務は、提示された設計与条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。

ウ　積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等に基づき行う。

エ　積算業務には、（一財）建築コスト管理研究所の積算システム（RIBC 2）の内訳書作成システムを利用する。ただし、調査職員と協議のうえ承諾を得た場合は、承諾した方法によることができるものとする。

(2) 提出書類

本業務の実施に当たっては、別表の書類を各 1 部、遅滞なく提出すること。

(3) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、調査、設計、工事などの各段階の最終成果を電子データで納品することをいう。

ここでいう電子データとは、各種電子納品要領・基準等（以下、「要領」）に示されたファイルフォーマットに基づいて作成されたものを指す。

なお、書面における署名又は押印の取り扱いについては、別途調査職員と協議するものとする。

(4) 打合せ及び記録（共通仕様書第 3 章 14(2)）

打合せは次の時期に行い、速やかに記録を作成し、調査職員に提出すること。

ア 業務着手時

イ 調査職員又は管理技術者が必要と認めた時

ウ その他（関係機関との協議時）

(5) 適用基準等（共通仕様書第 3 章 3(1)）

適用基準等は関係法令のほか、次の基準等による。

基 準 等	制定又は監修	年版等
ア 共通 ◎建築工事積算基準 ◎建築工事共通費積算基準 ◎建築工事標準単価積算基準 ◎建築工事積算基準等資料 ◎電子納品に関する手引き（營繕業務・營繕工事編） ◎沖縄県公共建築物景観形成マニュアル ◎地質・土質調査業務共通仕様書 ◎沖縄県福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル ・建築物解体工事共通仕様書 ・公共住宅建設工事共通仕様書 ・官庁營繕事業における BIM 活用ガイドライン ・官庁營繕事業における BIM 活用実施要領 ・BIM 適用事業における成果品作成の手引き（案）	沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県土木建築部 沖縄県子ども生活福祉部 国土交通省※ ¹ 公共住宅事業者等連絡協議会 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹	平成 29 年版 令和 7 年 7 月 令和 7 年 7 月 令和 7 年 7 月 令和 7 年 5 月 平成 11 年 令和 6 年 7 月 平成 28 年 5 月 令和 4 年版 令和 4 年度版 令和 6 年版 令和 6 年版 令和 4 年版
イ 建築 ◎建築工事特記仕様書（建築工事編） ◎公共建築工事標準仕様書（建築工事編） ・公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） ・公共建築木造工事標準仕様書 ◎建築設計基準 ◎建築工事設計図書作成基準 ◎建築工事標準詳細図 ・木造計画・設計基準 ◎敷地調査共通仕様書 ◎擁壁設計標準図 ◎構内舗装・排水設計基準 ◎構造計画・施工計画・建築設備計画の留意事項	沖縄県土木建築部 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 国土交通省※ ² 沖縄県土木建築部	令和 7 年版 令和 7 年版 令和 7 年版 令和 7 年版 令和 6 年版 令和 2 年版 令和 4 年版 令和 7 年版 令和 4 年版 平成 12 年版 平成 27 年版 令和 4 年 4 月
ウ 建築積算 ◎公共建築数量積算基準	国土交通省※ ¹	令和 5 年版

◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（建築工事編） ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編） ◎ 公共建築工事見積標準書式（建築工事編） ・ 公共住宅建築工事積算基準	国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 公共住宅事業者等連絡協議会	令和 6 年版 令和 5 年版 令和 7 年版 令和 5 年度版
工 設備		
◎ 建築工事特記仕様書（電気設備工事編） ◎ 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編） ◎ 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（電気設備工事編） ◎ 建築工事特記仕様書（機械設備工事編） ◎ 公共建築工事標準仕様書（機械設備工事編） ◎ 公共建築設備工事標準図（機械設備工事編） ・ 公共建築改修工事標準仕様書（機械設備工事編） ◎ 建築設備計画基準 ◎ 建築設備設計基準 ◎ 建築設備工事設計図書作成基準 ◎ 雨水利用・排水再利用設備計画基準 ◎ 建築設備耐震設計・施工指針 ◎ 建築設備設計計算書作成の手引	沖縄県土木建築部 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 沖縄県土木建築部 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ² 国土交通省※ ²	令和 7 年版 令和 6 年版 令和 6 年版 令和 6 年版 令和 6 年版 平成 28 年版 平成 26 年版 令和 6 年版
才 設備積算		
◎ 公共建築設備数量積算基準 ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（電気設備工事編） ◎ 営繕工事積算チェックマニュアル（機械設備工事編） ◎ 公共建築工事内訳書標準書式（設備工事編） ◎ 公共建築工事見積標準書式（設備工事編） ・ 公共住宅電気設備工事積算基準 ・ 公共住宅機械設備工事積算基準	国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 国土交通省※ ¹ 公共住宅事業者等連絡協議会 公共住宅事業者等連絡協議会	令和 7 年版 令和 5 年版 令和 5 年版 令和 5 年版 令和 7 年版 令和 5 年度版 令和 5 年度版

※ 1 国土交通省制定

※2 國土交通省監修

※3 年版等は令和7年6月現在

(6) 貸与品等（共通仕様書第3章11(1)）

貸与品名及び数量
④石垣市特定臨時避難施設基本設計業務委託 成果品一式
・

引渡場所（ ） 引渡時期（ ）
返却場所（ ） 返却時期（ ）

(7) 業務委託料の変更等

- ④建築設計業務を実施した結果の当該設計内容に基づき算出された延べ面積又は工事費と、当初の設計業務等の委託料の積算の基とした延べ面積又は工事費との差による業務人・時間数の変更は、原則として行わない。
 - ⑤本業務の契約変更を行う場合又は本業務と関連する業務（当該工事に係る工事監理業務を含む）を本業務受注者と随意契約する場合の業務委託料の算定は、本業務の落札率（当初の契約金額から消費税等相当額を減じた額を当初予定価格のもととなる業務内訳書記載の業務価格で除した比率）を変更対象となる業務価格又は関連業務の業務価格に乗じた額に消費税等相当額を加えた額で行うものとする。

(8) 部分払

受注者は契約書の規定に基づき部分払を請求するときは、当該請求に係る既履行部分における成果品等の資料を整理し、検査を受けなければならない。

(9) 指定部分の範囲

()

(10) 債務負担行為に係る契約の前金払の特則

- ・契約書第42条の特則は適用しない。
- ④本年度の前払金は行わないものとし、翌年度に前払金を請求できるものとする。
- ・本年度の前払金は、翌年度分の前払金を含めて請求することができる。

(11) 保険等

受注者は、本業務を行うに際し、次の保険を付さなければならない。

- ・労働者災害補償保険

・

(12) 成果物の提出場所：石垣市建設部都市建設課

(13) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図及び当該施設の完成図の作成に使用するなど、建築設計業務委託契約書第8条第1項の規定の範囲内で使用することがある。

(14) 業務実績情報の登録について（共通仕様書第3章4(3)）

委託金額500万円以上の業務については、業務完了検査後10日（ただし、土、日曜及び祝日等は除く。）以内に、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。

(15) 再生資材の使用について

工事において使用する資材は、再生資材を積極的に使用すること。また、使用する再生資材は原則として「沖縄県リサイクル資材評価認定制度認定資材（ゆいくる材）」とすること。

(16) 再資源化施設への搬出について

建設廃棄物を工事現場から搬出する場合の再資源化施設は、原則として「ゆいくる材の認定を受けた施設」とすること。

(17) ウィークリースタンス実施要領に基づく取組の実施について

業務環境に関しては、ウィークリースタンス実施要領の3. 取組内容について、業務着手時の打合せ時に確認、調整し、取組内容を設定すること。なお、取組内容は打合せ記録簿へ記録し、受発注者で共有すること。

(18) 書面の取扱いについて

設計仕様書（質問回答書、現場説明書、別冊の図面、特記仕様書及び共通仕様書をいう。以下同じ。）において書面で行わなければならないとされている受注者間の手続き（以下、「書面手続き」という。）の方法は、原則としてアによる。ただし、受注者の通信環境の事情等によりオンライン化が困難な場合は、イによる。

ア オンラインによる場合

書面手続きは、押印を省略し、電子メール等を利用する場合は(ア)、情報共有システム（情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。以下同じ。）を利用する場合は(イ)による。

(ア) 電子メール等を利用する場合

- a 業務着手後の面談等において、受発注者間で電子メールの送受信を行うものを特定し、氏名、電子メールアドレス及び連絡先を共有すること。
- b 電子メールの送信は、原則としてaで共有した者のうち複数の者に対して行うこと。
- c 受信した電子メールについては、送信者の電子メールアドレスがaで共有したものと同じであるか確認すること。
- d ファイルの容量が大きく、電子メールでの送受信が困難な場合は、aで共有した者の間で、調査職員が指定する大容量ファイル転送システムを用いることができる。

(イ) 情報共有システムを利用する場合

a 業務着手後の面談等において、受発注者双方の情報共有システム利用者を特定し、氏名及び連絡先を共有すること。

b 受発注者は、情報共有システムを利用するためのID及びパスワードの管理を徹底すること。

イ オンライン化が困難な場合

書面手続は押印の省略を原則不可とし、押印を省略する場合、書面に、責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載する。

~~ただし、業務着手後の面談等における受発注者間相互の本人確認以後、受発注者間の面談等において提出される書面については、押印の省略にあたっては責任者及び担当者の氏名及び連絡先を記載しなくてもよい。~~

ウ その他

(ア) アで用いる電子データが、最終版であることを明示するなどの版管理の運用方法を受発注者間で協議し、定めること。

(イ) 検査は、書面手続きに電子メールを利用した場合は受注者が保管した電子データで情報共有システムを利用した場合は同システムに保存した電子データで行う。

(ウ) 電子成果品として納品する場合に電子データの仕様等については、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」によることを原則とする。

5 成果物及び提出部数

業務成果品は、電子媒体で（正）1部提出する。電子納品に関する基準は、「電子納品に関する手引き（営繕業務・営繕工事編）」による。

各種電子納品要領・基準等で特に記載が無い項目については、調査職員と協議の上決定すること。

(1) 基本設計

成 果 物		規格	縮尺	部数	適 用
建築 (総合)	一般業務	・計画説明書	A4		
		・仕様概要書	〃		
		・仕上概要表	〃		
		・面積表及び求積図	〃		
		・敷地案内図	〃	1/100	
		・配置図	〃	〃	
		・平面図（各階）	〃	〃	
		・断面図	〃	〃	
		・立面図	〃	〃	
		・工事費概算書	〃		
追加業務		・設計内容説明資料 (簡易な透視図、日影図、各種技術資料等)	〃	1/100	
		・打合せ記録簿			
		・土質調査報告書			
		・			
		・			
建築 (構造)	一般業務	・構造計画説明書	A4		
		・構造設計概要書	〃		
		・工事費概算書	〃		
		・設計内容説明資料（各種技術資料等）	〃		
		・打合せ記録簿			

	追加業務	・ ・ ・ ・ ・				
電気設備	一般業務	・電気設備計画説明書 ・電気設備設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・ ・				
給排水衛生設備	一般業務	・給排水衛生設備計画説明書 ・給排水衛生設備設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・ ・				
空調換気設備	一般業務	・空調換気設備計画説明書 ・空調換気設備設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・ ・				
昇降機等	一般業務	・昇降機等計画説明書 ・昇降機等設計概要書 ・工事費概算書 ・設計内容説明資料（各種技術資料等） ・打合せ記録簿	A4 〃 〃 〃			
	追加業務	・ ・ ・ ・ ・				

(2) 実施設計

成 果 物			規格	縮尺	部数	摘 要
建築 一般業	①建築物概要書 ②仕様書 ③仕上表		A4 〃 〃			

		◎面積表及び求積図 ◎敷地案内図 ◎配置図 ◎平面図（各階） ◎断面図 ◎立面図（各面） ◎矩計図 ◎展開図 ◎天井伏図（各階） ◎平面詳細図 ◎部分詳細図 ◎建具表 ◎工事費概算書 ◎各種計算書 ◎計画通知申請資料 ◎関係法令申請資料 ◎設計内容説明資料 (各種技術資料等)	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1/100 〃 〃 1/30 〃 1/100 1/30 〃 1/50 1/100			
	追加業務	◎建築工事積算数量算出書 ◎単価作成資料 ◎見積書及び見積検討資料 ・ ・	A4 〃 〃			
建築 (構造)	一般業務	◎仕様書 ◎構造基準図 ◎伏図（各階） ◎軸組図 ◎部材断面表 ◎部材詳細図 ◎構造計算書 ◎工事費概算書 ◎計画通知申請資料 ◎関係法令申請資料 ◎設計内容説明資料（各種技術資料等）	A4 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 1/100 〃 1/30 〃			
	追加業務	◎建築工事積算数量算出書 ◎単価作成資料 ◎見積書及び見積検討資料 ・ ・	A4 〃 〃			
電気設備	一般業務	◎仕様書 ◎敷地案内図 ◎配置図 ◎受変電設備図 ◎非常電源設備図	A4 〃 〃 〃 〃 1/100 〃 〃			

		◎換気設備系統図 ◎換気設備平面図（各階） ◎その他設置設備設計図 ◎部分詳細図 ◎屋外設備図 ◎工事費概算書 ◎各種計算書 ◎計画通知申請資料 ◎関係法令申請資料 ・設計内容説明資料（各種技術資料等）	〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	〃 〃		
	追加業務	◎空調換気設備工事積算数量算出書 ◎単価作成資料 ◎見積書及び見積検討資料 ・ ・	A4 〃 〃			
昇降機等設備	一般業務	◎仕様書 ◎敷地案内図 ◎配置図 ◎昇降機等平面図 ◎昇降機等断面図 ◎部分詳細図 ◎工事費概算書 ◎各種計算書 ◎計画通知申請資料 ◎関係法令申請資料 ◎設計内容説明資料（各種技術資料等）	A4 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃	1/100 〃 〃		
	追加業務	◎昇降機設備工事積算数量算出書 ◎単価作成資料 ◎見積書及び見積検討資料 ・ ・	A4 〃 〃			

(3) その他の成果物

- ◎工事監理用観音開き製本図面（規格、数量については調査職員と協議すること。）
- ◎入札用図面（バラ又はPDFデータ）（規格、数量等については調査職員と協議すること。）
- ◎各関係法令許可証（計画通知確認済証、構造適合判定証、省エネ適合判定証、建築基準法第48条ただし書許可証等）
- ◎リサイクル計画書
- ◎概算工事工程表
- ◎災害応急対策活動に必要な施設の設計等における特別な検討資料
- ◎福祉のまちづくり条例に係る事前協議書
- ◎設計概要リーフレット
- ◎コスト縮減検討報告書
- ◎沖縄県赤土等流出防止条例に基づく資料
- ◎透視図（鳥観図2枚、アイレベル2枚、内観4枚）